

最近、増加している事例

事例

架空請求詐欺

インターネットのアダルトサイトに未払い料金があるとの虚偽の内容の電子メールを送信し、指定した架空名義の銀行口座に金を振り込ませてだまし取った。約235万件の請求メールを発信し、約300人から約1,000万円を振り込ませた。平成15年6月、詐欺罪で検挙(茨城)。

架空請求メールがきてしまったら・・・

●支払わず無視する

利用していない有料情報番組の料金については支払う必要はありません。一度支払ってしまうと、更に被害にあう可能性があります。

●相手と連絡をとらない

債権回収会社に電話、電子メール、手紙等で連絡・返信を行うと、あなたの住所、電話番号等の個人情報を相手に知らせてしまうこととなりますので、絶対に避けましょう。

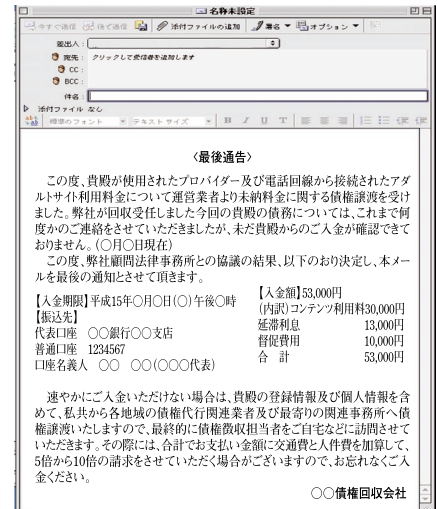
●身の危険を感じたら

脅かしや悪質な取立てを受けた場合、また何か分からないことがあれば、お近くの警察本部、警察署等にご相談下さい。また、請求の書類等は保管しておきましょう。

●裁判所等からの文書がきたら

架空請求メールは、無視するのが一番ですが、万一裁判所などの公的機関からの文書がきた場合には、直接その機関にお問い合わせ下さい。

架空請求メールの例



事例

インターネット
オークション詐欺

他人が使用するインターネット・オークションサービス用ID12個のパスワードを推知して不正アクセスし、当該IDを出品者IDとして架空のオークション出品操作を行い、偽名で開設した口座等に現金を振り込ませる手口で、76名から総額約900万円をだまし取った。平成16年2月、不正アクセス禁止法違反、詐欺罪等で検挙(埼玉、山形、茨城、京都、岡山)。

インターネット・オークションを利用する際の注意点

- サイトの注意事項や取引相手の住所・電話番号などをよく確認する。
- 相手の銀行口座の控え、振込の控え等を保管しておく。
- エスクローサービスを利用したり、あらかじめ、解約やクレームの対処方法を取引相手と相談しておく。

事例

インターネット
カフェの悪用

あらかじめインターネット・カフェのパソコン端末にキーロガー(注)を仕組むことにより収集したインターネット・バンキングの口座のID・パスワードを使用して不正アクセスし、他の銀行に架空名義で開設した口座に当該口座から約1,600万円を送金した。平成15年3月、不正アクセス禁止法違反で検挙(警視庁)。

(注) キーロガー: インストールしたパソコン端末において、キーボードでの文字を打鍵したかを記録するプログラム。

インターネット・カフェ等を利用する際の注意点

- 個人情報はなるべく入力しない。
- インターネット・バンキング等には利用しない。
- インターネット・カフェ以外でも、誰でも利用できる端末には注意。

